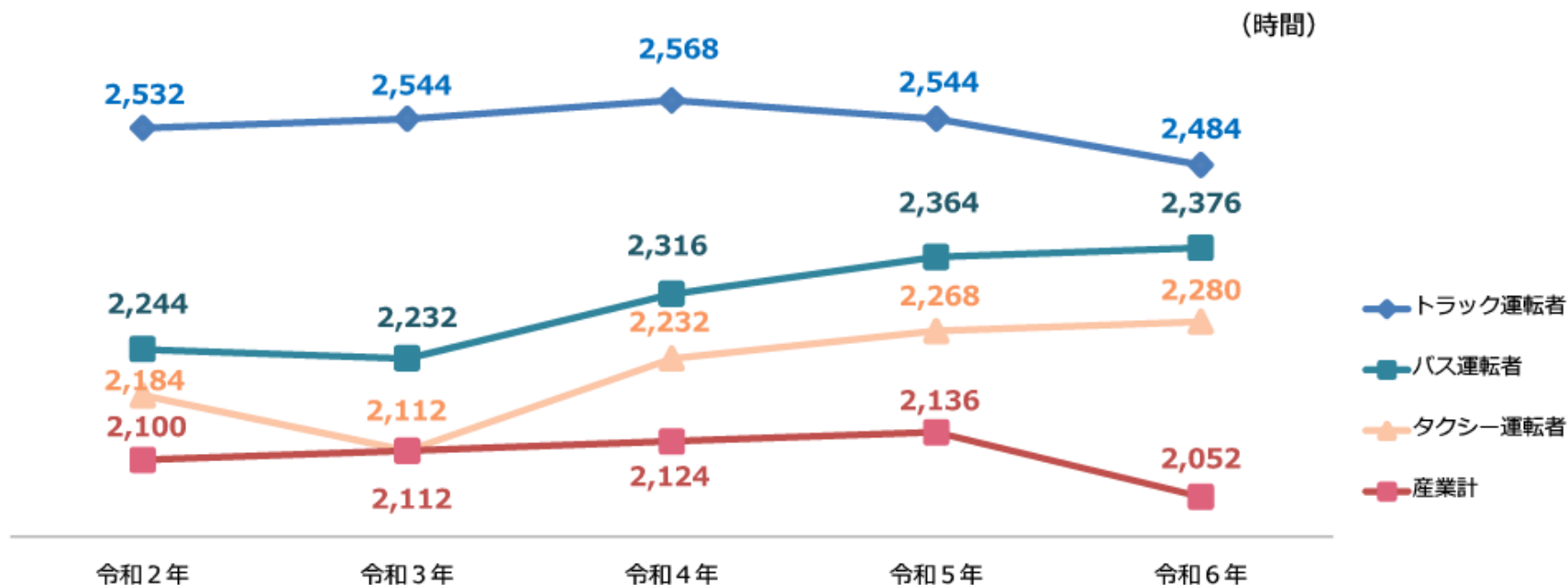


自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和6年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は432時間、バス運転者は324時間、タクシー運転者は228時間多く、長時間労働の実態にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移

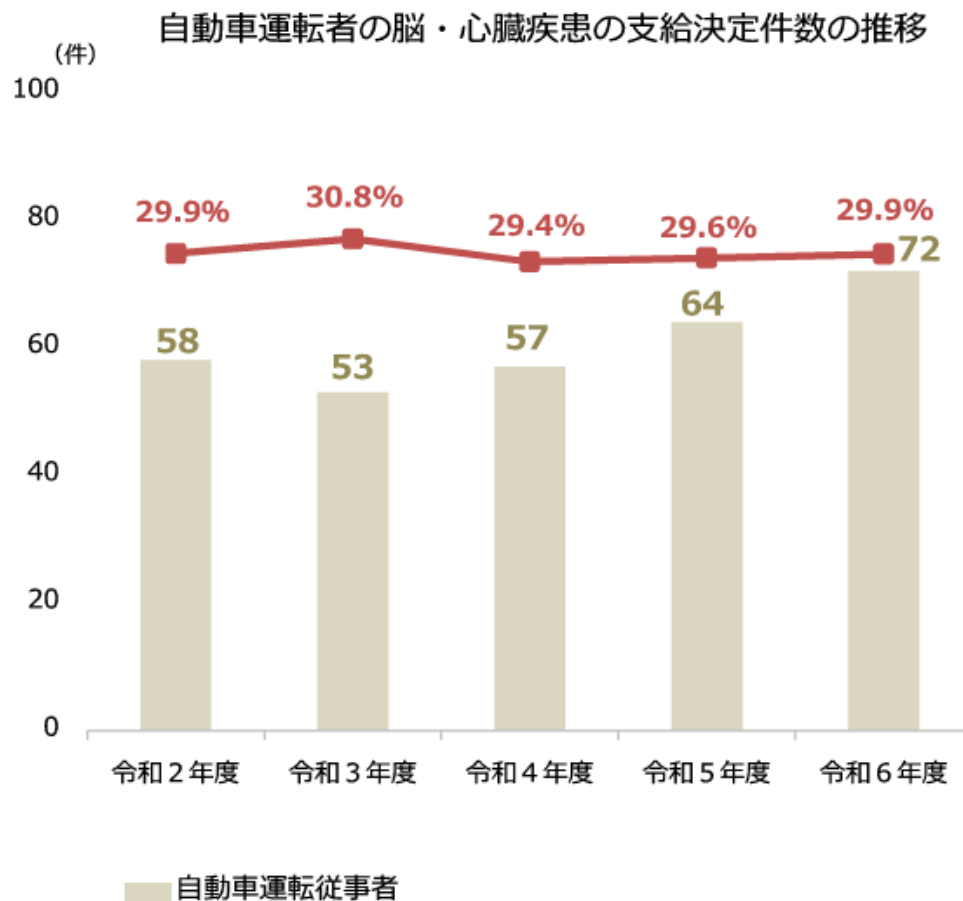


(※) トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したものの。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

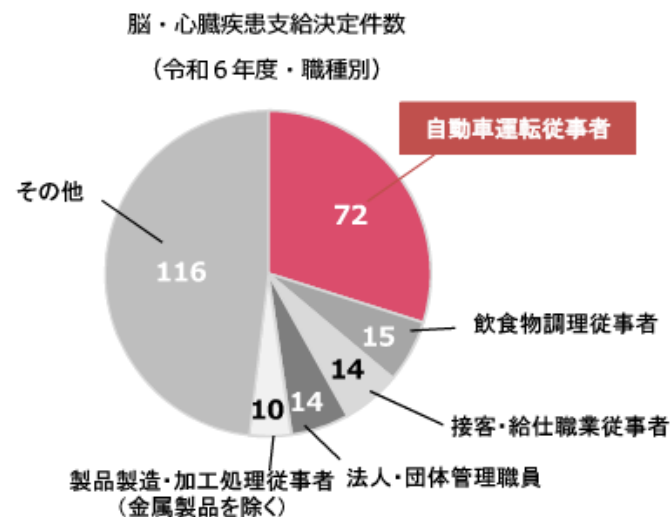
- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）にあり、直近では全職種（同241件）の約3割を占めている。



常用雇用者 5,514万3,895人

- 道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)
- 道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

※ 数値は、総務省統計局「経済センサス-活動調査」（令和3年）の調査票情報を独自集計したものの。



トラックドライバーの時間外労働の上限規制

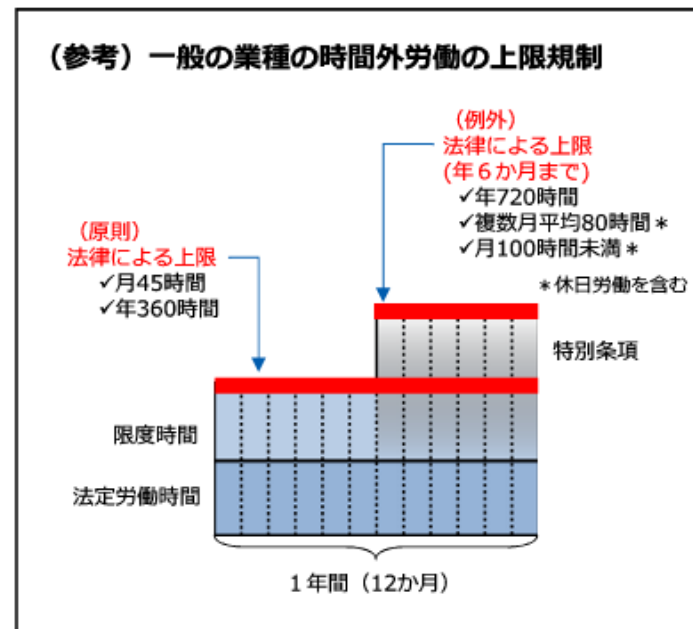
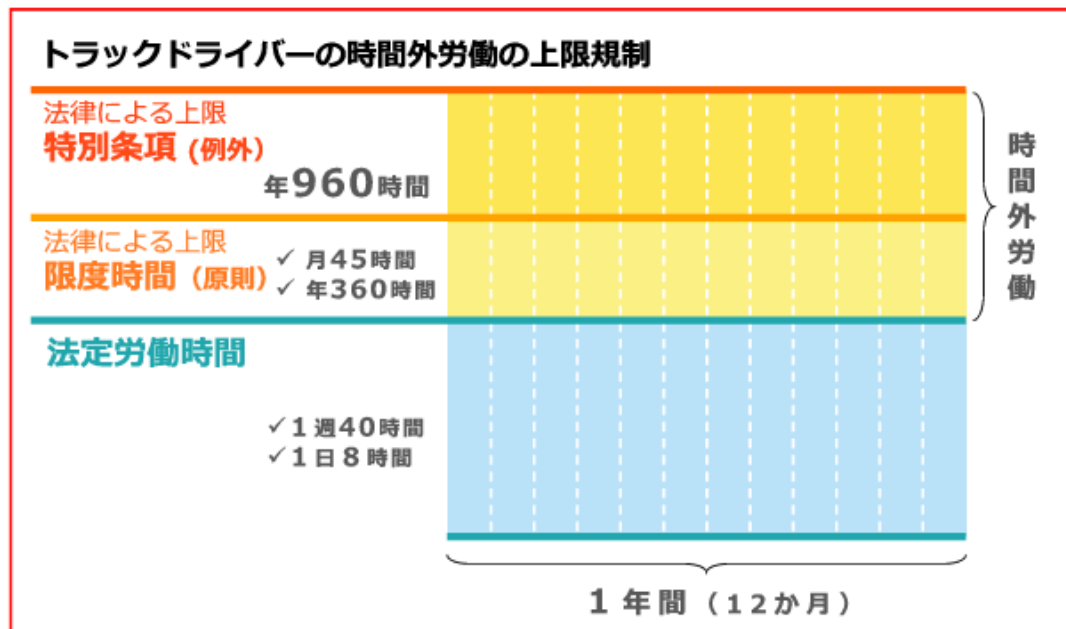
R 6 年 3 月 31 日まで

上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6 年 4 月 1 日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている



トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年、1か月の拘束時間	1年 3,516 時間以内 1か月 293 時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	1年 原則： 3,300 時間以内 例外（※1）： 3,400 時間以内 1か月 原則： 284 時間以内 例外（※1）： 310 時間以内（年6か月まで）
1日の拘束時間	原則： 13 時間以内 上限16時間、 15時間超は週2回以内	原則： 13 時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続 8 時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外：宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで）休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日当たり 9 時間以内 2週平均1週当たり 44 時間以内	2日平均1日当たり 9 時間以内 2週平均1週当たり 44 時間以内
連続運転時間	4 時間以内 運転の中断は、 1回連続10分以上、 合計30分以上	4 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える （1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 例外： SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

① 284時間超は連続3か月まで。

② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

他にも特例等について定めあり。
詳細はパンフレットを参照。